

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年９月１５日（令和５年（行情）諮問第８２２号及び同第８２３号）

答申日：令和６年１０月２日（令和６年度（行情）答申第４４７号及び同第４４８号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる文書（以下、単に「文書」という。）１ないし文書２２（以下、併せて「本件対象文書１」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定及び別紙の３に掲げる文書（以下「本件対象文書２」といい、本件対象文書１と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その全部を不開示とした決定は、いずれも妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成２８年６月２７日付け防官文第１２２０７号により行った一部開示決定及び平成３０年１２月２７日付け同第２０１７７号により行った不開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、取消し等を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１について）（諮問第８２２号）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁。別紙１（略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたＰＤＦファイル形式以外の

電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書 1 が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書 1 の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成 23 年防衛省訓令第 15 号）第 14 条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

オ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても開示・不開示の判断を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書 1 に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

カ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

(2) 審査請求書 2（原処分 2 について）（諮問第 823 号）

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき

である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について（諮問第822号）

（1）経緯

原処分1に関する開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書1を特定し、平成28年6月27日付け防官文第12207号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第822号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求1について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）本件対象文書1について

本件対象文書1は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

（3）「当該記事一覧」について

本件対象文書1は、上記（2）のとおり、システム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

（4）法5条該当性について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書21の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書22については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれが

あることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書1の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「複写の交付が本件対象文書1の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書1は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 原処分2について（諮問第823号）

(1) 経緯

原処分2に関する開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書1を特定し、平成28年6月27日付け防官文第12207号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

原処分１を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分において開示した文書に加え「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（２０１６年４月分）に係る行政文書のうち、平成２８年６月２７日付け防官文第１２２０７号により開示決定した以外の文書」（本件対象文書２）を特定し、法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１７７号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分２）を行った。

諮問第８２３号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求２」という。）は、原処分２に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求２について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約４年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

本件対象文書２については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２においては、法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおりその全てが同条３号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分２を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和５年９月１５日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第８２２号及び同第８２３号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月２９日 審議（同上）
- ④ 令和６年９月２０日 令和５年（行情）諮問第８２２号及び同第８２３号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、当初、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書1を特定し、その一部が法5条3号に該当し、また、「当該記事一覧」は作成しておらず不存在であるとして、不開示とする原処分1を行ったが、その後、新たに本件請求文書に該当する文書の保有が確認されたとして、本件対象文書2を特定し、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1については、文書の再特定及び不開示部分の開示を求め、原処分2については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書1の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件対象文書1は、上記第3の1(2)において説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

(2) これを検討するに、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、本件対象文書1は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有していない旨の上記(1)並びに上記第3の1(3)及び同(5)オの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

(3) なお、諮問庁が、原処分2に至る経緯について、上記第3の2(1)のとおりに説明していることに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求は、請求文言に「基礎情報隊が作成した」という文言があることから、陸上自衛隊基礎情報隊の部内のウェブサイト（以下「部内ウェブサイト」という。）に掲載するか否かにつき、隊長等が掲載を認め、決裁した資料のみが本件請求文書に該当すると判断し、原処分1において本件対象文書1（文書1ないし文書22）のみを特定したが、防衛省において再度検討したところ、隊長等が部内ウェブサイトに掲載することを不適当と判断した、文書22とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料についても、本件請求文書に該当すると判断したことから、これを本件対象文書2として特定したとのことであった。

(4) また、諮問庁からは、本件審査請求を受け、念のため改めて、陸上自

衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとの補足説明があったところ、これを覆すに足る事情はないので、上記探索の範囲等について、特段問題があるとは認められない。

- (5) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1ないし文書2 1の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(4)アのとおり説明する。

当審査会において文書1ないし文書2 1を見分したところ、標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 文書2 2及び本件対象文書2について

文書2 2及び本件対象文書2を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(4)イ及び同2(2)のとおり説明し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書2については、上記2(3)のとおり、文書2 2とは異なるシステムに保管(登録)されているデータ資料であるとのことであった。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、文書2 2及び本件対象文書2については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約7年1か月及び約4年7か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書（諮問第822号及び同823号共通）

基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年4月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

2 本件対象文書1（諮問第822号）

文書1 ロシア軍，指揮に関する戦略指揮・参謀部訓練を実施

文書2 米海軍フォード級空母計画ー大きな期待（2／3）

文書3 米海軍フォード級空母計画ー大きな期待（3／3）

文書4 台湾軍の狙撃手について

文書5 中国海軍，3隻の戦車揚陸艦が同時に就役

文書6 韓国，韓国製改良型 M－SAM「天弓」の弾道ミサイル迎撃試験に成功

文書7 韓国・青瓦台，「北朝鮮の挑発に対する青瓦台の立場」を発表

文書8 北朝鮮，ノドン2発を発射した模様，1発は空中で爆発した可能性（2016年3月18日）

文書9 水面下の情報伝達（1／4）

文書10 台湾軍の「偵察搜索球」について

文書11 中国軍事誌，水陸両用装甲障害処理車に関する記事を掲載

文書12 韓国軍，2018年までに北朝鮮の多連装ロケットに対する地对地誘導兵器を開発

文書13 北朝鮮，元山から中朝国境付近へ短距離発射体1発を発射

文書14 ロシア連邦国家親衛隊の創設について

文書15 ロシアの宇宙基地で「宇宙飛行士の日」祝う

文書16 水面下の情報伝達（2／4）

文書17 人民網，「日本の民衆が新安保法に強く抗議」と報道

文書18 香港誌，中国海軍陸戦隊の訓練・活動について紹介

文書19 台湾国防部，アパッチの射撃写真を初公開

文書20 韓国国防部「2016年末に現役軍人全員がK－2小銃を使用」

文書21 北朝鮮，韓国の延坪島に近い無人島に鉄塔を建設

文書22 各国データベース

3 本件対象文書2（諮問第823号）

基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年4月分）に係る行政文書のうち，原処分1により開示決定した以外の文書